

1. 市総合計画での位置付け

結城市の新たなまちづくりの指針として、また市の施策推進の方向性を示す「総合計画」（5年毎に改訂見直し）では、“市庁舎の整備方針や検討手法”について以下のとおり示されています。

【総合計画】 昭和49年3月策定

- 『基本計画』の「都市計画」分野において、“6.秩序と均衡ある都市を造るための計画（都市基盤の整備）”，の中で“2.都市整備と計画開発の推進”の項目で明示。

〔現況と問題点（抜粋）〕

(1)市街地の整備

（略）…市庁舎をはじめ、公共機関の多くはその位置が市域の北部に偏しており、特に将来における市街地の南進を考慮するとそれらの位置についても再検討すべき時期に至っている。また、市庁舎は、市行政の中心施設としての存在であることに鑑み、将来性、公共性、交通の利便性、環境等の条件を十分に配慮したうえで選定されるべきである。その意味から現在の市庁舎は、位置及び建物のレイアウトから考えても市民サイドからみて適正な施設といえない現状にある。

〔施策（抜粋）〕

- 6.市庁舎をはじめ公共機関の集中的移転を検討する。

【第2次総合計画】 昭和57年3月策定

- 『基本構想』の“第4章 都市実現のための目標水準”の中で、“第4節 地域特性別施設整備の方向性－4.駅南中心地区”の項目で明示。

駅南中心地区

（略）…都市機能を高めるため既存市街地との均衡を図りながら行政サービス施設や文化施設・社会福祉施設等、公共・公益施設の総合的な整備・配置に努め、秩序ある都市整備を推進する。

- 『基本計画』の“第1章 秩序と調和のある都市発展のために（発展基盤の整備）”の中で“第2節 都市計画－4.市街地開発事業”の項目で明示。

〔現況と問題点（抜粋）〕

（略）…公共・公益施設の不足により住環境の悪化を招くことはもとより、行政上の問題点が種々生じることが想定されるため、早急に都市環境の整備の施策を講ずる必要がある。

〔施策の方向（抜粋）〕

（略）…市南部地域開発整備の拠点として位置づけ、市の将来を踏まえて市庁舎を含む複合的サービスを目的としたシビックセンターの計画を進める。

〔施策（抜粋）〕

- 4.シビックセンター建設計画の検討

“第7章 総合的な計画行政を進めるために（行財政の効率的運営）”の中で“第2節 行政の合理化－2.行政事務の近代化”の項目で明示。

〔現況と問題点（抜粋）〕

（略）…また、現在の市庁舎は老朽化が激しく、急場しのぎによる増築が行われてきた。市庁舎は行政執行の中心であり、公共性・利便性を考慮して総合的な庁舎整備を推進する必要がある。

〔施策の方向（抜粋）〕

（略）…市庁舎は伝統ある結城市にふさわしい市のシンボルとして、風格と機能性をもつ庁舎とし、さらに公共・公益施設を配置したシビックセンターの計画を進める。

〔施策（抜粋）〕

- 3.市庁舎などの整備検討

【第2次総合計画後期基本計画】 昭和61年3月策定

●『後期基本計画』の

“第1章 後期基本計画策定の意義と役割”の

“第3節 後期基本計画の中心課題〔市の発展基盤の本格的整備〕”の項目で明示。

〔市の発展基盤の本格的整備〕

（略）…結城駅の南部地区については、土地区画整理事業を推進しシビックセンターの建設等公共施設を配置しながら優良住宅地を確保し、新市街地の形成を図る。

“第1章 秩序と調和のある都市発展のために（発展基盤の整備）”の中で

“第2節 都市計画－4.市街地開発事業”の項目で明示。

〔現況と課題（抜粋）〕

（略）…また、将来の南部中心市街地の核となるシビックセンターの建設計画を強力に推進する必要がある。

〔施策の方向（抜粋）〕

（略）…特に宅地需要の増加によりスプロールの著しい南部地区（新福寺・下り松等）を、市南部地域開発整備の拠点として位置づけ、市の将来を踏まえて市庁舎を含むシビックセンターの建設計画を進める。

“第7章 総合的な計画行政を進めるために（行財政の効率的運営）”の中で

“第2節 行政の合理化－2.行政事務の近代化”の項目で明示。

〔現況と課題（抜粋）〕

（略）…また、市庁舎については、昭和59年に増改築が行われ公共性、利便性が確保され行政事務の執行に寄与している。

【第3次総合計画後期基本計画】 平成8年3月策定

●『後期基本計画』の

“第1章 後期基本計画の考え方と重点施策”の中で

“第1節 後期基本計画の考え方－2.人口定着の促進や交流人口の拡大に向けての魅力ある都市づくり”の項目で明示。

〔2.人口定着の促進や交流人口の拡大に向けての魅力ある都市づくり〕

（略）…さらに南部市街地におけるシビックセンターゾーンや多機能交流拠点の形成など、市民が誇りをもって住み続けることができる魅力ある都市づくりが求められています。

“第2節 都市づくりの重点施策－1.3 拠点開発構想の推進”の項目で明示。

（略）…（2）南部市街地地区開発構想

○シビックセンターゾーンの形成（市役所等の移転検討）

“第2章 部門別基本計画”の中で

“第1節 21世紀をリードする発展の土台づくり

－3 拠点開発構想の推進－南部市街地地区開発構想の推進”の項目で明示。

〔南部市街地地区開発構想の推進〕

（略）…また、魅力あるシビックセンターの建設とともに、これと駅を結ぶ都市計画道路及び国道50号バイパス沿線に商業・業務施設の誘致を図り、新たな商業地を形成します。

【第4次総合計画】 平成13年3月策定

●『第2部 基本構想』の、

“第2章 都市づくりの目標”の中で

“3.都市空間整備構想－（2）拠点とネットワークの形成”の項目で明示。

〔広域交流拠点〕

(略) …シビックセンターゾーンや広域商業サービス集積地，城の内館跡地周辺整備地区，鹿窪運動公園島の拠点性の強化と，空間及び情報によるネットワーク化を図ります。

- 『第3部 基本計画』の，“第3章 美しいゆとりある快適環境と景観づくり”の中で
“3.魅力ある街の再生と都市拠点の形成 - 2 活力を想像する各種都市拠点を形成する”
施策として明示。

〔広域交流拠点〕

シビックセンターゾーンや広域商業サービス集積地，城の内館跡地周辺整備地区，鹿窪運動公園島の拠点性の強化と，空間及び情報によるネットワーク化を進めます。

“第5章 市民の誇りとなる対話と協調のまちづくり”の中で
“3.創造的な総合行政 - 1 合理的な推進体制の確立 - 3 行政サービス拠点の整備を進める” 施策として明示。

〔現況と課題（抜粋）〕

(略) … また，情報の高度化，市民ニーズの多様化等により，市民に対する十分な行政サービスの提供が難しくなりつつあることから，行政サービスの拠点として市庁舎の移転についても検討する必要があります。

〔施策内容（抜粋）〕

行政サービスの一層の向上を図るため，市庁舎の移転・建設を検討します。

【第4次総合計画後期基本計画】 平成18年3月策定

- 『第3部 基本計画』の，“第3章 美しいゆとりある快適環境と景観づくり”の中で
“3. 魅力ある街の再生と都市拠点の形成 - 2 活力を想像する各種都市拠点を形成する”施策として明示。

〔広域交流拠点〕

シビックセンターゾーンや広域商業サービス集積地，城の内館跡地周辺整備地区，鹿窪運動公園島の拠点性の強化と，空間及び情報によるネットワーク化を進めます。

“第5章 市民の誇りとなる対話と協調のまちづくり”の中で
“5.合理的な行政体制の確立 - 行政サービス拠点の充実”の施策として明示。

〔基本方向（抜粋）〕

- ・行政サービス拠点の充実
市民に対する行政サービスの向上に資するため，行政サービス拠点の充実を進めます。

〔施策内容（抜粋）〕

公共施設の適正配置…市庁舎移転の検討

【第5次総合計画】 平成23年3月策定

- 『4 基本計画』の，“5 協働で進める持続可能なまちの実現（自治・行財政運営）”の中で
“基本施策3 情報化社会に対応した行政体制づくり”の施策として明示。

〔現状と課題（抜粋）〕

新たな行政需要に対応し，市民にとって便利な市庁舎のあり方を検討する必要があります。

〔施策内容（抜粋）〕

市庁舎の検討…市庁舎建設検討委員会の設置

2.市議会の方針・意見

市庁舎に関する意見として、市議会においては、S59年3月に議会決議、平成26年3月に庁舎建設特別委員会の報告内容が決定されています。

(昭和59年結城市議会第1回定例会会議録より転載：決議案第3号)

新庁舎建設に関する決議

結城市は、昭和57年結城市議会第1回定例会に「議案第21号結城市基本構想の改定について」を提案し、結城市議会は、これを満場一致で議決した経緯がある。

この改定された基本構想（以下「基本構想」という）は、結城市の将来あるべき都市像を示すとともに、これを実現するために必要な長期的施策の大綱を定めたものである。結城市当局はこれらをふまえ総合的、効率的な計画行政を図るため、最善の努力をすべき責務がある。

この基本構想の「第4節には地域特性格別施設整備の方向づけがなされており、駅南中心地区には行政サービス施設や文化施設、社会福祉施設、公共・公益施設の総合的な整備配置に努め、秩序ある都市を推進する」と明記されている。

よって、結城市は近き将来予定している新市庁舎建設の位置を、現国道50号線以南の適地に定めるとともに、可及的速やかにその具現化のため最大の努力をすべきである。

上記決議する。

昭和59年3月23日

結 城 市 議 会

(平成26年結城市議会第1回定例会会議録(第4号)より抜粋転載)

※結城市議会庁舎建設特別委員会より上程及び報告並びに採決

結城市議会庁舎建設特別委員会の報告について

結城市議会庁舎建設特別委員会の報告を申し上げます。

本特別委員会は、今後、新庁舎建設が本格化することに合わせ、市民の負託を受けた議会として、将来のまちづくりを見据え、調査・研究するために、平成24年12月21日に議員全員の構成をもって設置しました。以来、本特別委員会は、平成26年1月20日まで計6回開催し、慎重に審議してきた次第であります。

本特別委員会の結論につきましては、東日本大震災後、市庁舎の重要性が叫ばれており、行政サービスの充実、交通アクセス等を考慮し、新庁舎は、重要な防災拠点、結城市の将来都市像として、可及的速やかに新築移転とする結論に至り、賛成多数により可決すべきものと決定した次第であります。

詳細につきましては、別途議長あて提出いたしました報告書のとおりでございます。

議員におかれましても、よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。結城市議会庁舎建設特別委員長の報告といたします。

(採決)お諮りいたします。日程第39 結城市議会庁舎建設特別委員会の報告についてにつきましては、委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

起立満場。よって日程第39 結城市議会庁舎建設特別委員会の報告については委員長報告のとおり決定されました。

※平成26年3月19日決定

(「ゆうき市議会だより」第175号 平成26年5月1日号より)

結城市議会庁舎建設特別委員会報告書の抜粋

5. 調査の結果

本特別委員会は、「行政サービスの充実」「安全・安心な災害に強いまちづくり」のために、6回にわたり調査研究及び先進地視察を重ねてまいりました。また、委員アンケートを実施した結果、多くの委員が移転新築の意見であり、現庁舎の欠点や必要な機能については、防災拠点としての機能、交通アクセス、機能の分散（一元化）、ユニバーサルデザイン等、多くの意見が出されております。視察で得られた重要な情報や委員アンケート結果を踏まえて、本特別委員会として以下の事項を、まとめといたします。

- (1) 庁舎建設について、結城市の将来ある都市像として、可及的速やかに、そして計画的に移転新築を望みます。
- (2) 行政サービス、防災拠点、交通アクセス等を考慮し、建設立地の選定を望みます。
- (3) 東日本大震災後、市庁舎の耐震化の重要性が叫ばれており、新庁舎は重要な防災拠点として、十分な防災対策が図られることを望みます。
- (4) 新庁舎建設にあたっては、駐車場の確保、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン等の利便性を十分考慮したうえでの建設を望みます。
- (5) 既存施設の跡地利用、分庁舎の有効利用については、庁舎建設基本計画に合わせての熟慮を望みます。
- (6) 執行部における結城市庁舎建設検討、今後の基本計画等においては、議会と共に進めることを望みます。

3.市庁舎の整備方針に関する検討経過

市庁舎の整備方針やその検討に係る事項について、昭和49年最初の「結城市総合計画」に掲載されて以降の検討内容を、以下のとおり時系列で示します。

時期	事項	内容
S49.3月	総合計画	●市街地の南進を考慮した、市庁舎をはじめ公共機関の集中的移転の検討を明示
S57.3月	第2次総合計画	●公共性・利便性を考慮した総合的な庁舎整備の検討及び公共公益施設を配置したシビックセンター計画の推進を明示
S59.3月	第1回定例会	●新市庁舎建設に関する決議
S60.3月	第1回定例会	●南部区画整理・新市庁舎建設促進特別委員会の設置提案
S61.1月	シビックセンター構想策定	●結城南部地区シビックセンター計画説明書作成 [施設配置計画：市庁舎 18,000 m ²] ・市庁舎と文化会館を南北に配置し、多目的通路で連絡、広場3ヵ所設け、各施設の連絡や施設前広場として利用
S61.2月	シビックセンター用地購入	●結城南部第1地区市街地形成促進対策事業 ・シビックセンター用地先買事業実施計画承認申請。 生活利便施設整備計画中に「市庁舎」が明記。
H2年	市民文化センター「アクロス」建設	●市民文化センターアクロス建設 ・シビックセンター予定地内に建設
H4.8月	シビックセンター用地購入	●結城南部第4地区市街地形成促進対策事 ・シビックセンター用地先買事業の実実施計画承認申請。 生活利便施設整備計画中に「市庁舎」と明記
H8.3月	第3次総合計画後期基本計画	●シビックセンターゾーンの形成 ・市庁舎の移転検討実施を明示
H13.3月	第4次総合計画	●行政サービス向上のため、市庁舎の移転・建設を検討
H13.10月	庁舎移転建設研究会設置	●結城市役所庁舎移転建設研究会（庁内研究会） ・メンバー：助役（副市長）、関係課主務係長等10人
H22.5月	庁舎検討委員会設置	●結城市庁舎検討委員会 ・メンバー：公室長及び関係課長11名
H23.3月	第5次総合計画	●市庁舎建設検討委員会の設置を明示。 ・新たな行政需要に対応し、市民にとって便利な市庁舎のあり方を検討することが目的。
H24.7.18	建設検討組織の設置	●結城市庁舎建設検討委員会・・・検討委員会 ・庁内組織：意思決定機関 [構想・計画の策定] ●結城市庁舎建設検討会議・・・検討会議 ・庁内組織：作業部会 [資料等の作成] ●結城市庁舎建設検討協議会・・・検討協議会 ・庁内組織：諮問機関 [構想・計画案の策定]

時期	事項	内容
H22.5月	庁舎検討委員会設置	<ul style="list-style-type: none"> ●結城市庁舎検討委員会 ・メンバー：公室長及び関係課長 11名
H23.3月	第5次総合計画	<ul style="list-style-type: none"> ●市庁舎建設検討委員会の設置を明示。 ・新たな行政需要に対応し、市民にとって便利な市庁舎のあり方を検討するが目的。
H24.7.18	建設検討組織の設置	<ul style="list-style-type: none"> ●結城市庁舎建設検討委員会・・・検討委員会 ・庁内組織：意思決定機関 [構想・計画の策定] ●結城市庁舎建設検討会議・・・検討会議 ・庁内組織：作業部会 [資料等の作成] ●結城市庁舎建設検討協議会・・・検討協議会 ・庁内組織：諮問機関 [構想・計画案の策定]
H24.8.7	第1回 結城市庁舎建設検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎建設検討に係る委員会の設置について ・市庁舎建設検討事業の内容及び今後のスケジュールについて ・これまでの市庁舎に関する検討経過について ・近隣市町村の事例について（つくば市、八千代町）
H24.8.9	第1回 結城市庁舎建設検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎建設検討に係る委員会の設置について ・市庁舎建設検討事業の内容及び今後のスケジュールについて ・これまでの市庁舎に関する検討経過について ・近隣市町村の事例について（つくば市、八千代町）
H24.10.31	第1回 結城市庁舎建設検討協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選任（互選）について ・結城市庁舎建設検討事業について ・今後の市庁舎建設検討協議会のスケジュールについて ・他市町村の事例・状況について
H24.12.3	結城市庁舎建設検討協議会へ市長より諮問	<ul style="list-style-type: none"> ●諮問事項 ・新庁舎の整備方針に関すること。 ・市庁舎の有り方に関すること。 ・その他市庁舎の建設検討及び基本構想策定に関し、必要な事項に関すること。
	第2回 結城市庁舎建設検討協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「諮問書」の内容について ・市庁舎の現状について ・意見交換（委員アンケートの結果）について
H25.1.31	第3回 結城市庁舎建設検討協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地視察（第1回）について ・県内他自治体の市庁舎に関する検討状況について ・答申書の全体構成について ・今後の協議スケジュールについて
H25.2.28	協議会先進地視察（第1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・視察先：(1)茨城県八千代町役場 (2)茨城県境町役場
H25.3.26	第4回 結城市庁舎建設検討協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・中間報告書案について

時 期	事 項	内 容
H25.3.27	中間報告書提出	・ 協議会からの中間報告書を市長へ提出
H25.4.24	第 5 回 結城市庁舎建設 検討協議会	・ 先進地視察（第 2 回）の実施について ・ 市民アンケートについて ・ 結城市の現状について ・ 市庁舎整備の必要性について
	第 6 回 結城市庁舎建設 検討協議会	・ 先進地視察（第 2 回）の実施について ・ 協議会のスケジュールについて ・ 整備手法の比較検討について
H25.5.27	第 2 回 結城市庁舎建設 検討委員会	・ 市庁舎建設検討に係る委員会等設置要項の一部改正 について ・ 市庁舎建設検討事業の検討経過（中間報告書）及び 今後のスケジュールについて
H25.7.5	協議会先進地 視察（第 2 回）	・ 視察先：(1)茨城県土浦市 (2)茨城県つくば市
H25.9.19	第 7 回 結城市庁舎建設 検討協議会	・ 先進地視察の実施結果報告について ・ 市民アンケート調査の内容検討について
H25.10.7	第 3 回 結城市庁舎建設 検討委員会	・ 市庁舎建設検討に係る市民アンケート実施（案）に ついて
H25.10 月 ～ H25.12 月	結城市庁舎建設 検討事業に係る 市民アンケート 調査	・ 調査地域：結城市全域（小学校区毎の人口比率に応じて配布） ・ 調査対象：結城市に住民票をおく市民（20 歳以上を対象） ・ 母集団：51,726 人（平成 25 年 10 月 1 日現在） ・ 標本数：3,000 票 （男女の人口比率より男性 1,495 人 女性 1,505 人） ・ 抽出方法：20 歳以上の市民から無作為に抽出 ・ 調査方法：郵送による発送・回収 ・ 調査期間：平成 25 年 10 月 22 日～平成 25 年 12 月 3 日 ・ 標本数：3,000 票 ・ 有効回収数：1,403 票（有効回収率：46.8%）
H25.12.19	協議会先進地 視察（第 3 回）	・ 視察先：埼玉県北本市
H26.1.22	第 8 回 結城市庁舎建設 検討協議会	・ 市民アンケート調査の速報について ・ 答申書（案）について
H26.2.12	第 9 回 結城市庁舎建設 検討協議会	・ 答申書（案）について

時期	事項	内容
H26.2.17	第4回 結城市庁舎建設 検討委員会及び 第2回 結城市庁舎建設 検討会議 (合同開催)	・市庁舎建設検討に係る市民アンケート実施結果報告 について
H26.2.18	市議会 全員協議会	・市民アンケート調査報告書の概要について
H26.3.26	第10回 結城市庁舎建設 検討協議会	・答申書(最終案)について
H26.4.25	答申書提出	●答申書提出, 結城市庁舎建設検討協議会解散
H26.5.16	臨時記者会見	●協議会からの答申書提出を発表 ⇒報道各社記事掲載(6社)
H26.7.7	第5回 結城市庁舎建設 検討委員会及び 第3回 結城市庁舎建設 検討会議 (合同開催)	・市庁舎建設事業の検討事業の目的及び検討経過に ついて ・平成26年度以降の作業について
H26.9.10	第4回 結城市庁舎建設 検討会議	・基本構想(素案)の作成及び検討について①
H26.10.16	第5回 結城市庁舎建設 検討会議	・基本構想(素案)の作成及び検討について②
H26.11.7	基本構想(素案) の策定	・結城市庁舎建設検討会議委員の承認(書面決裁) ・基本構想(素案)の策定
H26.11.12	第6回 結城市庁舎建設 検討委員会	・基本構想(素案)の内容検討について
H26.11.25	市議会説明会	・基本構想(素案)の内容説明について
H26.12.22	第7回 結城市庁舎建設 検討委員会	・基本構想(案)の決定について ・パブリック・コメントの実施について

時期	事項	内容
H26.12.25.	パブリックコメント実施	・「基本構想（案）」のパブリックコメント（意見公募） 意見公募期間：平成 26 年 12 月 25 日 ～平成 27 年 1 月 26 日
H27.2.2	第 8 回 結城市庁舎建設 検討委員会	・パブリックコメントの意見内容の確認及び回答作成
H27.2.9	庁議 基本構想の決定	・庁議において「基本構想」を決定
H27.2.20	市議会 全員協議会	・「基本構想」決定の報告
H27.2.24	基本構想の公表	・定例記者会見において「基本構想」の公表・周知

4. 結城市庁舎建設検討協議会設置要項及び委員名簿

結城市庁舎建設検討協議会設置要項

(設置)

第1条 結城市庁舎建設検討委員会設置要項第2条第2項の規定に基づき、市庁舎建設及び整備に関する基本的な整備方針を定めた基本構想及び基本計画の策定に当たり、必要な事項について検討及び協議を行うことを目的に結城市庁舎建設検討協議会（以下「検討協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討協議会は、結城市庁舎建設検討委員会からの諮問又は依頼に応じ、市庁舎建設に関する事項について検討及び協議を行い、その結果を市長に答申し、報告し、又は提案するものとする。

(組織)

第3条 検討協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- | | |
|----------------------------|------|
| (1) 学識経験者等 | 2人以内 |
| (2) 市議会議員 | 3人以内 |
| (3) 市内の公共的団体等及び市民団体等を代表する者 | 6人以内 |
| (4) 公募による市民 | 2人以内 |
| (5) 関係する行政機関 | 2人以内 |

2 前項において、市長が必要と認めるときは、委員を増員することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長から委嘱を受けた日から平成26年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討協議会の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 検討協議会は、委員の半数以上の出席により開会できるものとする。

3 検討協議会の議事のうち、可否を決する必要があるときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討協議会の庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、検討協議会の運営に関し必要な事項は、会長が検討協議会に諮って定める。

付 則

この要項は、平成24年7月18日から施行する。

(別記) 平成24年度 結城市庁舎建設検討協議会 委員名簿

氏 名			所 属		備 考
			所 属	役 職	
1	学識経験者	結城 史隆	白鷗大学 教育学部	教授	◎会長
2	有識者	臼井 平八郎	茨城県議会	茨城県議会議員	
3	結城市議会	須藤 一夫	結城市議会	議長	
4	市内の公共的団体等	櫻井 浩一郎	結城市商工会議所	専務理事	
5	及び市民団体等を	宮田 徳一	結城市自治協力員連合会	会長	○副会長
6	代表する者	小嶋 敏明	結城市商業地域づくり連合会	副会長	
7	6名	稲葉 吉起	結城市小中学校PTA連絡協議会	理事	
8		山川 誠人	結城青年会議所	副理事長	
9		荒木 勇一	結城市民生委員児童委員協議会	副会長	
10		市民（公募）	濱野 秀子	公募市民	
11	2名	宮崎 恒幸	公募市民		
12	関係する行政機関	武藤 正仁	結城警察署 地域課	地域課長	
13	2名	飯泉 浩司	結城消防署 警防課	警防課長補佐兼特別救助隊長	

(別記) 平成25年度 結城市庁舎建設検討協議会 委員名簿

氏 名			所 属		備 考
			所 属	役 職	
1	学識経験者	結城 史隆	白鷗大学 教育学部	教授	◎会長
2	有識者	臼井 平八郎	茨城県議会	茨城県議会議員	
3	結城市議会	須藤 一夫	結城市議会	市議会議員	
4	市内の公共的団体等	櫻井 浩一郎	結城市商工会議所	専務理事	
5	及び市民団体等を	宮田 徳一	結城市自治協力員連合会	会長	○副会長
6	代表する者	小嶋 敏明	結城市商業地域づくり連合会	副会長	
7	6名	稲葉 吉起	結城市小中学校PTA連絡協議会	理事	
8		山川 誠人	結城青年会議所	副理事長	
9		鈴木 敬一郎	結城市民生委員児童委員協議会	副会長	H26.1.22委嘱
10		市民（公募）	濱野 秀子	公募市民委員	
11	2名	宮崎 恒幸	公募市民委員		
12	関係する行政機関	武藤 正仁	結城警察署 地域課	地域課長	
13		佐藤 康行	結城消防署	消防課長補佐	H25.4.24委嘱

5.結城市庁舎建設検討協議会での検討結果(答申の内容)

結城市庁舎建設検討協議会（以下「検討協議会」という。）からは、市長から「結城市庁舎建設検討に係る検討について」の諮問を受け、約1年6か月にわたり検討会議や先進地視察を行い、平成26年4月25日に諮問に対する検討結果とする「答申」が提出されました。

以下に市長からの「諮問」と、検討協議会からの「答申」を掲載します

(1) 市長からの諮問内容（諮問書）



結企政諮問第1号

結企政発第126号
平成24年12月3日

結城市庁舎建設検討協議会
会長 結城 史隆 様

結城市庁舎建設検討委員会委員長
結城市長 前場 文夫



結城市庁舎建設検討に係る検討について（諮問）

結城市庁舎の建設検討及び基本構想の策定に関する下記事項について、結城市庁舎建設検討委員会設置要項（平成24年7月18日要項設置）第2条第2項及び結城市庁舎建設検討協議会設置要項（平成24年7月18日要項設置）第2条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

記

- 1 市庁舎の整備方針に関すること。
 - ・ 移転新築、建替え、改修などの整備手法及び位置に関すること。
- 2 市庁舎の有り方に関すること。
 - ・ 市庁舎の機能や規模に関すること。
- 3 その他市庁舎の建設検討及び基本構想策定に関し、必要な事項に関すること。
 - ・ 整備手法の決定に伴い、空き施設となった施設の運用に関することや、その他市庁舎建設検討に関する提案など。

諮問理由

現在の市庁舎は、最も建設時期の古い第2庁舎が昭和47年に建築され、約40年が経過し、これまで改修工事を行いながら使用してまいりました。

しかしながら、第1庁舎、第2庁舎ともに、改修工事後、26年が経過し、施設や設備の老朽化や狭隘化、庁舎のバリアフリー化や分庁舎化による不便性などが課題となっており、また、昨年発生した東日本大震災では、市庁舎の一部に被害を受け、防災拠点としての機能に不安が残る形となりました。

こうした課題を解消し、市民サービスの向上を図るため、市総合計画に掲げられております市庁舎建設検討事業に本年度から着手し、整備方針を定めた基本構想を策定することといたしました。

貴協議会におかれましては、本市の未来を見据え、広く市民の方に利用されるとともに機能性の高い庁舎となりますよう、様々な視点からご検討いただき、基本構想の柱となる上記の内容について答申を賜りたく諮問する次第であります。

(2) 協議会からの答申内容（答申書）

----- 協議会からの答申内容（答申部分を抽出） -----

本協議会では、諮問のあった事項について、諮問の項目ごとに検討を行い、各項目に対する答申を以下のとおりまとめました。

なお、答申は現時点における資料、基礎データから導き出したものであり、庁舎の整備計画が具現化していく過程において、将来的な時代背景や市の状況（財政状況やまちづくりの方針、市民ニーズ）によって、変化することも考えられますので、その時点の状況に応じた計画推進を望みます。

＜諮問事項1＞

市庁舎の整備方針に関すること

- ・ 移転新築，建替え，改修などの整備手法及び位置に関すること。

【答申】

- ・ 市庁舎の整備は、現庁舎が抱える問題点や課題を克服するため、何らかの整備が必要であると考えられます。

整備を行う場合の手法としては、一般的に

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①既存庁舎の改修・補強・増築 | ②既存庁舎の建替え（建替新築） |
| ③移転新築 | ④空き施設へ移転・改修 |

などの手法が想定され、さらに、庁舎の運用方式で

- | |
|-------------------------------|
| ①本庁舎方式（本庁舎へ部署を集約，ただし，出張所等は除く） |
| ②分庁舎方式（現状の運用方法と同様） |

の手法に区分されると考えられます。

検討は、資料編で示した市や市庁舎の現状、庁舎整備の必要性などの観点から、検討・検証を行い、細部での意見の相違はあるものの、協議会の総合的な意見として、以下のとおり答申します。

ア 整備手法

「**移転新築**」が望ましい。

イ 運用方法

「**本庁舎方式**」での運用が望ましい。

ウ 移転新築の際の位置

「**J R水戸線南側の南部市街地及びその周辺で、交通の便が良く、駐車場を確保できる市有地**」が望ましい。

＜付帯意見＞

- 整備計画をさらに検討・推進する際には、他の整備手法も念頭に置きながら作業を行うこと。
- 整備計画は、将来の状況変化に対応できるものとし、整備を行う時点において、規模や機能、位置などの再検討・再確認を行うこと。
- 市民ニーズや財政状況を考慮した整備計画とすること。
- 移転した場合の跡地利用は、市のまちづくりの方針を十分に考慮するとともに、庁舎移転によるJ R水戸線北側市街地への影響に配慮した利用計画とすること。

《諮問事項2》

市庁舎の有り方に関すること

- ・ 市庁舎の機能や規模に関すること。

[答申]

- ・ 市庁舎は、市の中核施設として、市民、議会、行政が一体となった市政運営やまちづくりを通じ、市が掲げる将来都市像「みんなでつくる活気と風情のある快適なまち・結城」を具現化するための拠点となる施設です。

よって、まちづくりを担う市民や議会、行政が、お互いに情報を共有・発信でき、また、市民の利便性が高く、非常時にも安全な市民生活を支えられる、結城市のシンボルとして誇れる施設となるよう望みます。

本協議会では、先に述べた理念を踏まえ、移転新築を想定した場合における、「市庁舎に必要な機能」と「市庁舎の規模」について、以下とおり返申します。

1 市庁舎に必要とされる機能について

市庁舎に必要な機能を、次に掲げる5つを柱（機能）として提案します。

- | | |
|------------------|--|
| 【機能1】 防災拠点機能 | 市民の安心・安全快適な暮らしを支えるとともに、災害時にも不安なく業務が行える庁舎 |
| 【機能2】 市民サービス機能 | 市民が利用しやすく、市民サービスや事務効率が高まる庁舎 |
| 【機能3】 市のシンボリック機能 | 市民に親しまれ、来訪者や観光客に市のシンボルとして誇れる庁舎 |
| 【機能4】 省エネ環境対策機能 | 維持管理費の低減など経済性に優れ、環境に配慮した庁舎 |
| 【機能5】 情報交流機能 | IT化に対応し、情報交流のできる庁舎 |

機能の具体的な内容については、以下のとおりです。

【機能1】 防災拠点機能

- ・ 市庁舎は、大規模災害が発生した際には、救助や復旧等に関する検討・指示、情報収集や市民への伝達などを行う災害対策本部が設置されます。そのため、市民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、救助や救援体制が整えられる防災拠点として、安全性の確保や、迅速に対応するための機能が必要であり、

- 耐震性が高く、災害等による影響が極力少ない立地であること、

- 自立性を備えた非常用電源や飲料水兼用耐震性貯水槽（※）などの代替設備や防災備蓄設備、市民への情報伝達設備を設置すること、

などが求められます。

また、災害対策本部として、従事する職員が施設に対して不安なく、安心して業務を行うことができる施設とするべきです。

（※）「飲料水兼用耐震性貯水槽」とは

通常は水道管とつながり新鮮な水が流れていますが、地震が来ると水道管とは遮断されタンクに飲料水を確保する装置を指します。

【機能2】 市民サービス機能

- ・ 市庁舎は、さまざまな市民が利用する施設です。誰もが便利に利用でき、わかりやすいことが重要と考えます。そのためには

- わかりやすい場所で、交通の利便性が良く、駐車場が広いこと、

- ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した施設整備を行うこと、

- 必要なサービスをスムーズに受けられるような組織体系や窓口の配置とすること、

- 余裕のある待合スペース、プライバシーに配慮した相談スペースを設置すること、などは市民が快適で利便性の高いサービスを受けらるうえで重要です。

また、これからの時代、IT化が進むと、将来的には市役所に出向かなくても、各種証明や申請が可能となることなども想定されます。

この場合、空きスペースが生じることも予想されますので、こうしたスペースを有効活用できるよう、

- フレキシブルな執務空間の構成とすること、
 - 必要に応じて、市民の利活用スペースへの転換が図れること、
- などを視野に入れた長期間使い続けられる施設が望ましいと考えます。

その他にも、市民への行政サービスを行ううえで 職員の快適な執務環境も重要であると考えます。

【機能3】市のシンボリック機能

- ・ これまでの市庁舎は、市民が届出などの必要な手続きや、要望を伝えるだけの場でしたが、時代の変化とともに、市民の価値観の多様化や少子高齢化の進行など、市民生活を取り巻く環境が大きく変化しています。

今日の市庁舎には、行政手続きや議会活動の場だけでなく、

- 多彩な市民活動や市民交流と行政をつなげる機能を有すること、
 - 情報交換などを行うコミュニケーションを図る場としての機能を有すること、
- などが求められ、市民生活でも活用できるような施設が望まれています。

他自治体では、まちづくりの中心として、市民が気軽に立ち寄り憩うことのできる、市民ロビーや市民会議室、情報発信コーナー、市民スペースを設置する事例も見られます。

また、市庁舎は市のシンボル、まちづくりの中核施設として、市民以外の方も来庁します。市民が誇れる施設であるとともに周辺の景観や沿道環境に配慮した施設であることが重要です。

【機能4】省エネ環境対策機能

- ・ 市庁舎の管理にあっては、維持管理経費が発生することは避けられません。庁舎は長年にわたって使うものですので、光熱水費や通信費など通常の経費のほか、補修や増築など改修の経費も発生します。

そのため、これからの庁舎には、

- 太陽光発電などの自然エネルギーを活用する設備や蓄電池の設置、雨水の活用などにより、省エネルギー化が考慮されていること、
- 採光や通風などに配慮するとともに、断熱性・気密性を高め、熱効率にも配慮した施設であること、
- 長寿命化に対応するなど、経済性を考慮した設備を導入すること、
- 時代の変化や需要にも余分な経費がかかることなく、柔軟に対応できる施設であること、

■ 周辺の環境や景観との調和など、環境に配慮された施設であること、

などが求められ、これらは経済性や市庁舎を利用する市民や職員にとっての快適さにも通じるものと考えます。

【機能5】情報交流機能

- ・ さまざまな市民が集まる市庁舎には、
- 情報交流の場としての機能を有すること、
- が期待され、行政情報だけではなく、市民や団体などの活動に係る情報などの交流が行われることは、市民活動を促し、協働のまちづくりの推進に寄与することと考えます。近年、IT機器の高機能化や情報通信インフラの整備の進展は目覚ましく、コミュニケーションツールとしてもなくてはならないものになっており、

- 行政情報のオンライン化を促進すること、
- ネットワークを通じた市民への行政サービスの提供が行えること、

など、各種情報発信機能の充実は必要不可欠であるとともに、こうした情報通信ネットワークの活用には、

- 行政情報や個人情報などが安全に守られるようセキュリティに配慮すること、
 - パソコン・サーバーなどOA機器の保管・管理がきちんと行えること、
- などを考慮した施設であることも必要です。

【付記】その他の機能

- ・ この5つの機能以外にも、移転新築の場合、コンビニエンスストアや金融機関など、市民の利用が多い民間事業施設を併設させることにより、多機能施設として市民の利便性向上に繋がることも考えられます。

また、市役所には市民の個人情報書類などの重要文書が保管されています。こうした書類の管理も重要であり、情報漏えいや管理保全の観点から、書類保管庫のスペースや安全性・防災性を十分に考慮する必要があります。

2 市庁舎の規模について

- ・ 市庁舎の規模は、整備手法や敷地面積、将来の市の人口、職員数などの要因から、現状で一概に結論を出すことは難しいと考えられます。

協議会では、先の整備方針について、「移転新築」を主軸とした答申を行っていますので、「移転新築」による「本庁舎方式」を想定した現状での規模について、参考意見として述べるにとどめます。

なお、基本構想などの策定に伴い、市庁舎の規模を算定する際は、将来を見据え、過大な規模にならないよう熟慮のうえ、検討するよう提言します。

(1) 必要な敷地面積について

[現庁舎の敷地面積]

- ・ 12,873.52㎡ (約3,900坪) ※庁舎北側の公用車・職員駐車場を含む。

【検討結果】

- ・ 敷地面積は、現在の行政規模を基準とした場合、来客用の駐車場が少ないことや職員用の駐車場を敷地面積に算入しないこと、庁舎を4～5階建てにする場合を想定しても、概ね現在の敷地面積程度は必要になると想定されます。

近隣の八千代町の事例（地上4階建）では、市民広場を含めた敷地面積は14,669㎡となっています。

- ・ 今後、IT化の推進や公共交通の改善などが進むと、市役所への来庁者や駐車スペースの需要の減少、また、広域行政による事務の合理化などが行われれば、執務スペースが縮小できるなど、時代の変化による様々な要因が想定されますので、整備時点において改めて検討する必要があることを付記します。
- ・ 用地に関しては、事業コスト縮減の観点から、新たに購入するのではなく、市有地を活用することが望ましいと考えます。

(2) 必要な施設規模について

[規模を算定するための前提条件]

①現状の職員数により算定する。

規模の算定では、将来の組織体制や職員数、市の人口の推移などを見据えることが重要ですが、少子高齢化や都市部への人口集中により、多くの自治体で人口が減少している傾向が見られます。今後の人口動向は不透明であるため、現状の職員数により算定します。

- ・ 本庁舎で事務従事が見込まれる職員数 340名
- ・ 議会部局分として、市議会議員 19名 計359名

②本庁舎方式とする。

算定にあたっては、集約可能な部署を本庁舎に集める「本庁舎方式」を想定して算出します。

【検討結果】

- ・ 庁舎規模を算出する方法は複数ありますが、本協議会では、一般的に基礎資料として用いられることが多い総務省の「地方債事業費算定基準」により算出しました。
- ・ 算定した結果、必要面積は延床面積で約10,000 m²と試算されます。
現庁舎の床面積は、分庁舎（会議スペース、社会福祉協議会使用分も含む）も含め約8,500m²ですので、約1.2倍の（18%）床面積となります。
- ・ (1)で述べた敷地面積を基準とした場合、来客用・公用車駐車場や駐輪場、建築基準法などの法令の観点から、最低でも地上3階建て以上は必要と考えられます。

《諮問事項3》

その他市庁舎の建設検討及び基本構想策定に関し、必要な事項に関すること

- ・ 整備手法の決定に伴い、空き施設となった施設の運用に関することや、その他市庁舎建設検討に関する提案など。

【答申】

- ・ 本協議会では、諮問事項に関して検討を重ねてきた中で、今後、建設検討及び基本構想を策定するにあたり、以下の項目について留意しながら作業を進めるべきと考えます。

1 整備費用（財源）について

- ・ 財源計画を明確にし、必要な財源は庁舎建設基金を計画的に積み立てることとし、過大な借入金（起債）による資金調達を行わないようにすべきです。

2 市庁舎の整備時期について

- ・ 整備時期は、財源の課題をクリアすることを前提として、計画的かつ速やかに行う必要があります。

3 移転新築の場合の跡地利用と市街地整備について

- ・ 移転新築した場合の現庁舎の跡地利用は、北部市街地の活性化を念頭に置いた計画を策定する必要があります。

この場合、少子高齢社会に対応した子育てや高齢者の福祉施設、生涯学習や地域活動ができる施設、北部市街地の景観・雰囲気損なわず、観光客や地域住民が活用できる観光・交流・教育施設などが考えられます。

6.市民アンケート調査結果

「市庁舎の整備方針に関する市民アンケート調査」は、平成25年10月から12月にかけて、無作為にて抽出した市民3,000人を対象に実施いたしました。

本資料では、概要を掲載するのみに留めていますが、調査の全文は、市のホームページや市役所市長公室企画政策において閲覧いただけます。

【調査結果】～調査結果報告書より～

1. 調査の概要

1) 調査の目的

本アンケート調査は、平成24年度より検討を進めている市庁舎建設検討事業に関する市民の率直かつ直接的な意向を把握することを目的に実施したものである。

2) 調査の方法

- (1) 調査地域：結城市全域（小学校区毎に人口比率に応じて配布）
- (2) 調査対象：結城市に住み票をおく市民（20歳以上を対象）
- (3) 母集団：51,726人（平成25年10月1日現在）
- (4) 標本数：3,000票（男女の人口比率より男性1,495人 女性1,505人）
- (5) 抽出方法：20歳以上の市民から無作為に抽出
- (6) 調査方法：郵送による発送・回収
- (7) 調査期間：平成25年10月22日～平成25年12月3日

3) 回収状況

- (1) 標本数：3,000票
- (2) 有効回収数：1,403票
- (3) 有効回収率：46.8%
- (4) 地区別回収率

	配布数	回収数	回収率
結城小学校地区	729	355	48.7%
城南小学校地区	501	250	49.9%
結城西小学校地区	485	206	42.5%
城西小学校地区	283	132	46.6%
絹川小学校地区	243	109	44.9%
上山川小学校地区	174	84	48.3%
山川小学校地区	230	93	40.4%
江川北小学校地区	245	106	43.3%
江川南小学校地区	110	53	48.2%
無回答	—	15	—
総計(市全体)	3,000	1,403	46.8%

4) 調査の精度

【報告書をみる際の注意事項】

- ・表中のnとは、回答者総数（あるいは分類別の回答者）である。
- ・回答者比率はnを100%として算出し、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで示した。四捨五入したため、百分率の合計が100%にならないことがある。
- ・回答が2つ以上ある場合、本文中のグラフあるいは表の構成比の合計が100%を超えて、無回答分の構成比を含めて、回答が2つある場合は200%、3つある場合は300%となるように表示されている。その場合、構成比の読み方は1人が同じ答えを複数回挙げることは考えられないので、例えば30%とある場合は、100%の時と同様に全体1,403人の30%の人がその答えを挙げたと読むことができる。
- ・集計結果の比率は必ず誤差を含むが、この誤差の幅は、比率算出の基数（有効回収数＝n）と与えられた比率（回答比率＝P）によって異なり、無作為抽出の場合、次の式で与えられる（ただし、信頼度95%の場合）。

$$\text{誤差率} = 1.96 \times \sqrt{P(1-P) / n}$$

- ・この公式によって算出された本調査の回答誤差は、以下の通りである。つまり、回答数（1,403）を基数（100.0%）としたとき、例えば、質問Aに対して「1」と回答する人が50.0%とすると、結城市全体の中で「1」と回答する人の率は、47.4%～52.6%の範囲内にあると考えられる。
- ・クロス集計の場合は、性別・年齢などの属性によって基数が異なるが、公式から明らかなように、基数が小さいほど誤差が大きくなる。

回答比率 (P×100)	基数 (n)	誤差	信頼範囲
10% (90%)	1,403	±1.6	8.4～11.6 (88.4～91.6)
20% (80%)	1,403	±2.1	17.9～22.1 (77.9～82.1)
30% (70%)	1,403	±2.4	27.6～32.4 (67.6～72.4)
40% (60%)	1,403	±2.6	37.4～42.6 (57.4～62.6)
50%	1,403	±2.6	47.4～52.6

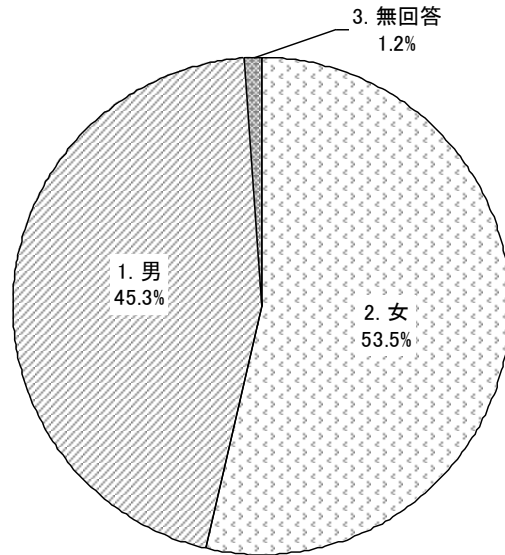
2. 調査結果

(1) 回答者の属性について

問1 性別

○ 回答者の性別は、「男性」が45.3%、「女性」が53.5%となっています。

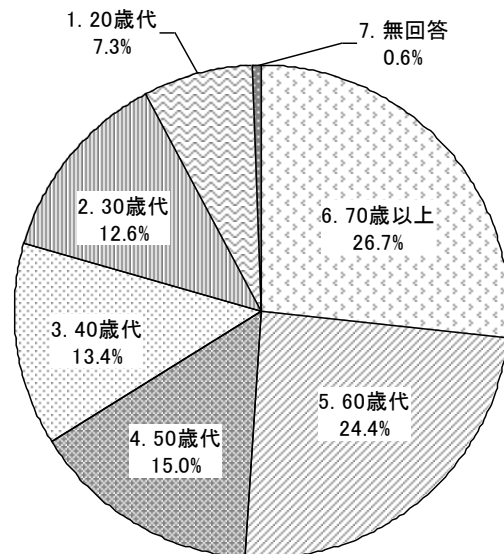
選択項目	人数	構成比
1 男	635	45.3%
2 女	750	53.5%
3 無回答	18	1.2%
合計	1,403	100.0%



問2 年齢別

○ 回答者の年齢は、「70歳以上」が26.7%、次いで「60歳代」が24.4%、「50歳代」15.0%となっています。特に、60歳代以上は、他の年齢層よりも回答率が高くなっています。

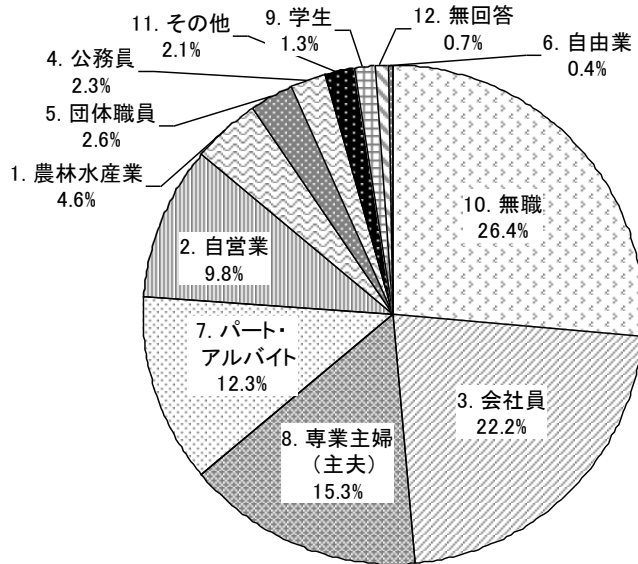
選択項目	人数	構成比
1 20歳代	102	7.3%
2 30歳代	177	12.6%
3 40歳代	188	13.4%
4 50歳代	210	15.0%
5 60歳代	342	24.4%
6 70歳以上	375	26.7%
7 無回答	9	0.6%
合計	1,403	100.0%



問3 職業

○ 回答者の職業は、「無職」が26.4%で最も多く、次いで、「会社員」が22.2%「専業主婦（主夫）」が15.3%、「パート・アルバイト」が12.3%となっています。

選択項目	人数	構成比
1 農林水産業	64	4.6%
2 自営業	137	9.8%
3 会社員	311	22.2%
4 公務員	32	2.3%
5 団体職員	36	2.6%
6 自由業	7	0.4%
7 パート・アルバイト	172	12.3%
8 専業主婦(主夫)	215	15.3%
9 学生	18	1.3%
10 無職	371	26.4%
11 その他	30	2.1%
12 無回答	10	0.7%
合計	1,403	100.0%

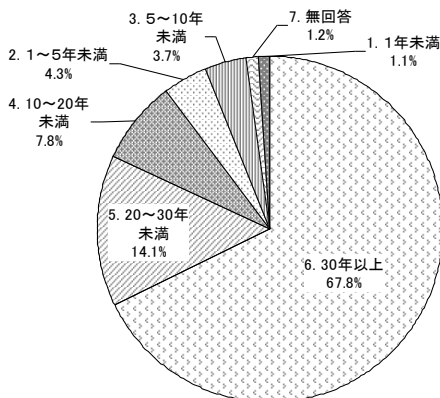


問4 居住年数と居住の経緯

〔居住年数〕

○ 回答者の居住年数は、「30年以上」が67.8%と過半数を占め、次いで「20～30年未満」が14.1%、「10～20年未満」が7.8%と居住年数の長い市民の方からの回答が多くなっています。

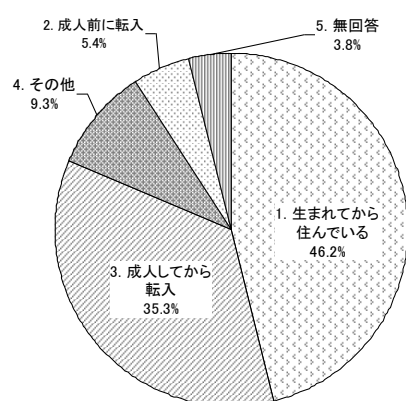
選択項目	人数	構成比
1 1年未満	15	1.1%
2 1～5年未満	60	4.3%
3 5～10年未満	52	3.7%
4 10～20年未満	110	7.8%
5 20～30年未満	198	14.1%
6 30年以上	951	67.8%
7 無回答	17	1.2%
合計	1,403	100.0%



〔居住の経緯〕

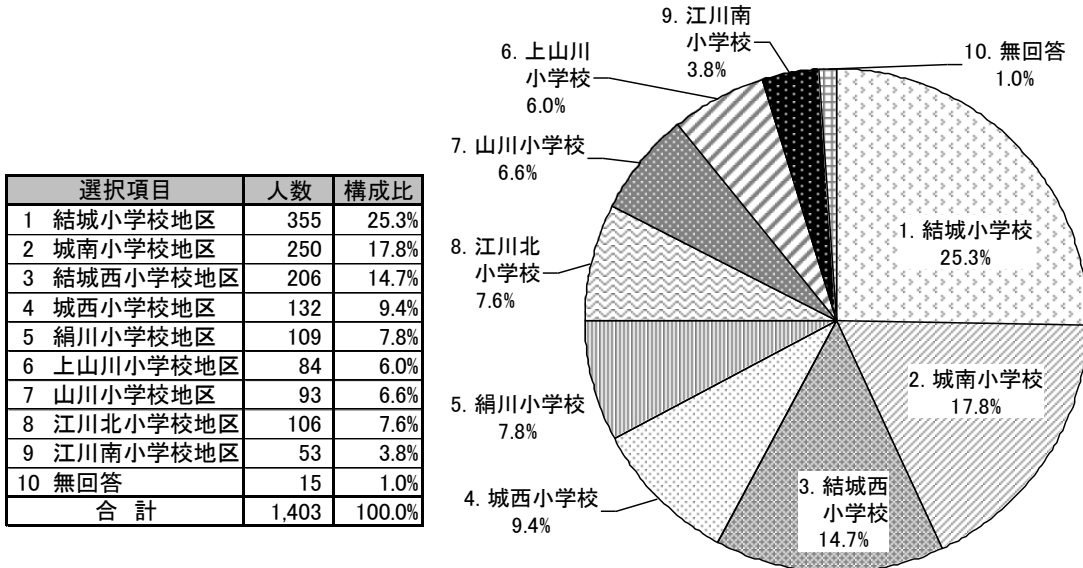
○ 回答者の居住の経緯は、「生まれてからずっと住んでいる」が46.2%で最も多く、次いで「成人してから転入してきた」が35.3%となっています。

選択項目	人数	構成比
1 生まれてからずっと住んでいる	648	46.2%
2 成人前に転入	76	5.4%
3 成人してから転入	495	35.3%
4 その他	131	9.3%
5 無回答	53	3.8%
合計	1,403	100.0%



問5 居住地区

○ 回答者の居住地区は、「結城小学校地区」が25.3%で最も多く、次いで「城南小学校地区」が17.8%、「結城西小学校地区」が14.7%となっています。



地区別回収率（再掲）

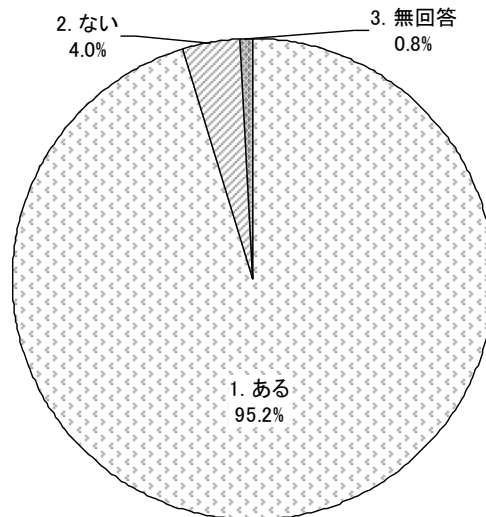
	配布数	回収数	回収率
結城小学校地区	729	355	48.7%
城南小学校地区	501	250	49.9%
結城西小学校地区	485	206	42.5%
城西小学校地区	283	132	46.6%
絹川小学校地区	243	109	44.9%
上山川小学校地区	174	84	48.3%
山川小学校地区	230	93	40.4%
江川北小学校地区	245	106	43.3%
江川南小学校地区	110	53	48.2%
無回答	—	15	—
総計(市全体)	3,000	1,403	46.8%

(2) 現在の市庁舎の利用状況や印象について

問6 市庁舎の利用の有無

- 市庁舎の利用については、「ある」が95.2%で、回答者のほとんどが利用しています。

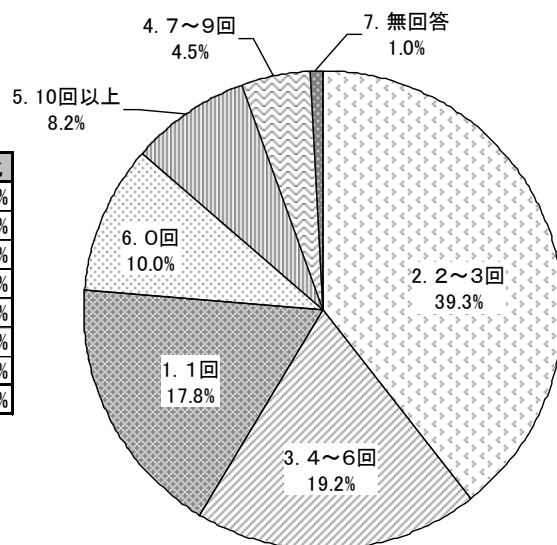
選択項目	人数	構成比
1 ある	1,335	95.2%
2 ない	56	4.0%
3 無回答	12	0.8%
合計	1,403	100.0%



問7 市庁舎の利用回数

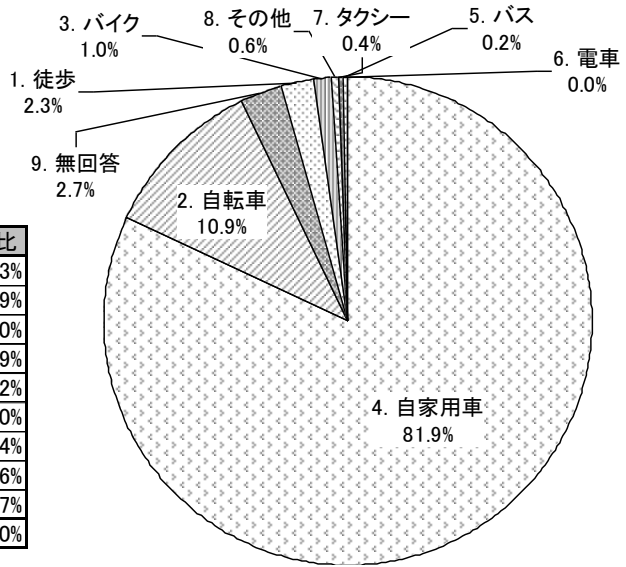
- 直近の1年での利用回数は、「2～3回」が39.3%で最も多く、次いで「4～6回」19.2%、「1回」17.8%の順となっています。

選択項目	人数	構成比
1 1回	238	17.8%
2 2～3回	525	39.3%
3 4～6回	256	19.2%
4 7～9回	59	4.5%
5 10回以上	110	8.2%
6 0回	134	10.0%
7 無回答	13	1.0%
合計	1,335	100.0%



問8 市庁舎までの交通手段

○ 本庁舎までの交通手段は、「自家用車」が81.9%で最も多く、次いで「自転車」10.9%、「徒歩」2.3%と、これらで全体の95.1%を占めています。



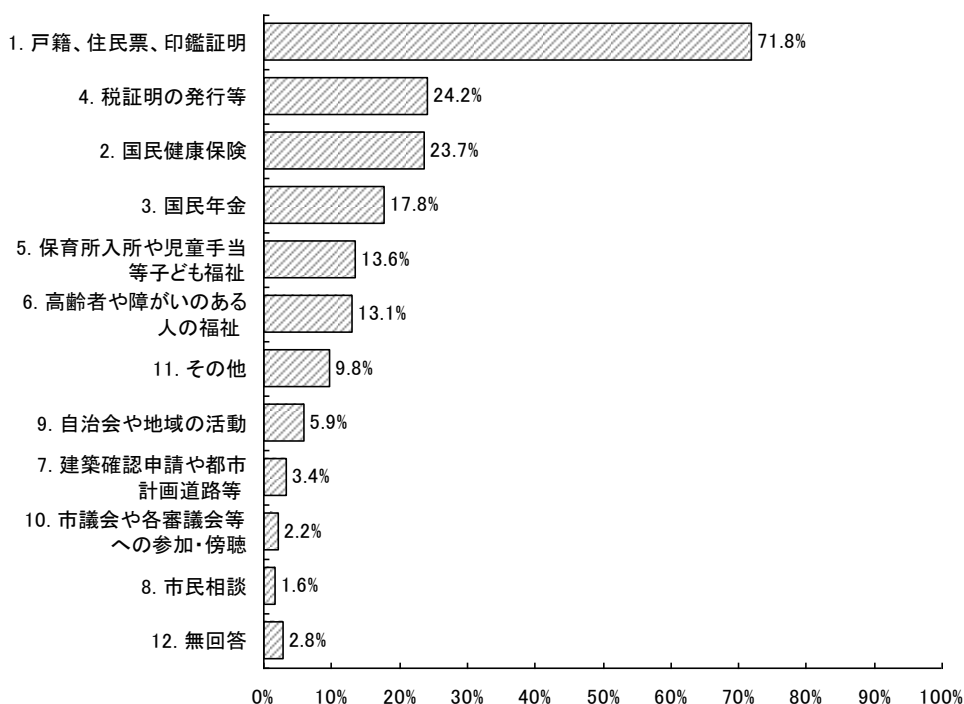
選択項目	人数	構成比
1 徒歩	31	2.3%
2 自転車	145	10.9%
3 バイク	13	1.0%
4 自家用車	1,093	81.9%
5 バス	2	0.2%
6 電車	0	0.0%
7 タクシー	6	0.4%
8 その他	8	0.6%
9 無回答	37	2.7%
合計	1,335	100.0%

問9 市庁舎の利用目的

- 本庁舎の利用目的は、「戸籍、住民票、印鑑登録に関すること」が71.8%で最も多く、次いで「税証明の発行等（市民税、固定資産税等）に関すること」24.2%、「国民健康保険に関すること」23.7%、「国民年金に関すること」17.8%、「保育所の入所や児童手当等、子ども福祉に関すること」13.6%、「高齢者や障がいのある人の福祉に関すること」13.1%の順となっています。

選択項目	人数	構成比
1 戸籍、住民票、印鑑証明に関すること	959	71.8%
2 国民健康保険に関すること	316	23.7%
3 国民年金の関すること	237	17.8%
4 税証明の発行等に関すること	323	24.2%
5 保育所の入所や児童手当等、子ども福祉に関すること	181	13.6%
6 高齢者や障がいのある人の福祉に関すること	175	13.1%
7 建築確認申請や都市計画、道路等に関すること	45	3.4%
8 市民相談に関すること	21	1.6%
9 自治会や地域の活動に関すること	79	5.9%
10 市議会や各審議会等への参加・傍聴に関すること	29	2.2%
11 その他	131	9.8%
12 無回答	38	2.8%
合計	2,534	
回答者数	1,335	

※ 複数回答（3つまで）のため、合計は2,534人（票）になりますが、回答者数は1,335人であり、構成比の母数は1,335人を基準とします。

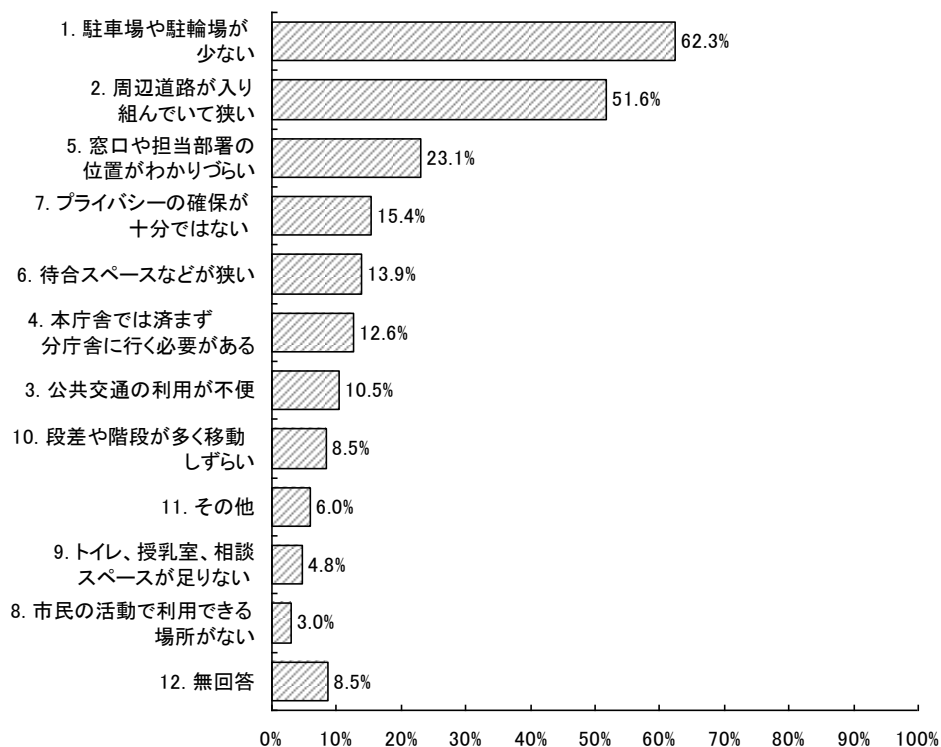


問 10 市庁舎で不便に感じること

- 本庁舎の利用で不便に感じることでは、「駐車場や駐輪場が少ない」が62.3%で最も多く、次いで「周辺道路が入り組んでいて、狭い」51.6%、「窓口や担当部署の位置がわかりづらい」23.1%、「窓口スペースにゆとりが少なく、プライバシーの確保が十分でない」15.4%の順となっており、自動車の利用を反映したアクセス性や利用に係わる項目が他の項目よりも高く、次いで庁内での接遇環境についての項目が挙げられています。

選択項目	人数	構成比
1 駐車場や駐輪場が少ない	832	62.3%
2 周辺道路が入り組んでいて、狭い	689	51.6%
3 公共交通の利用が不便	140	10.5%
4 本庁舎だけでは用事が済まず、分庁舎などに行く必要がある	168	12.6%
5 窓口や担当部署の位置がわかりづらい	308	23.1%
6 廊下、階段、ロビー、窓口、待合スペースなどが狭い	186	13.9%
7 窓口スペースにゆとりが少なく、プライバシーの確保が十分でない	205	15.4%
8 市民の自主的な活動で利用できる場所がない。	40	3.0%
9 多目的トイレ、授乳室、相談スペースが足りない	64	4.8%
10 段差や階段が多く移動しづらい	113	8.5%
11 その他	80	6.0%
12 無回答	114	8.5%
合計	2,939	
回答者数	1,335	

※ 複数回答（3つまで）のため、合計は 2,939 人（票）になりますが、回答者数は 1,335 人であり、構成比の母数は 1,335 人を基準とします。

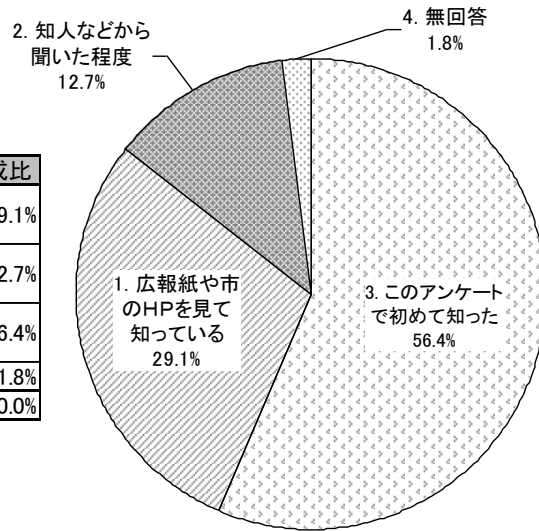


(3) 市庁舎の整備方針について

問 11 検討経過の公表についての認知度

○ 市庁舎の整備方針に関する検討経過の公表についての認知度では、「このアンケートで初めて検討を行っていることを知った」が56.4%と最も多く、次いで「広報紙や市ホームページを見て、知っている」29.1%、「知人などから検討を行っていることを聞いた程度」12.7%の順となっています。

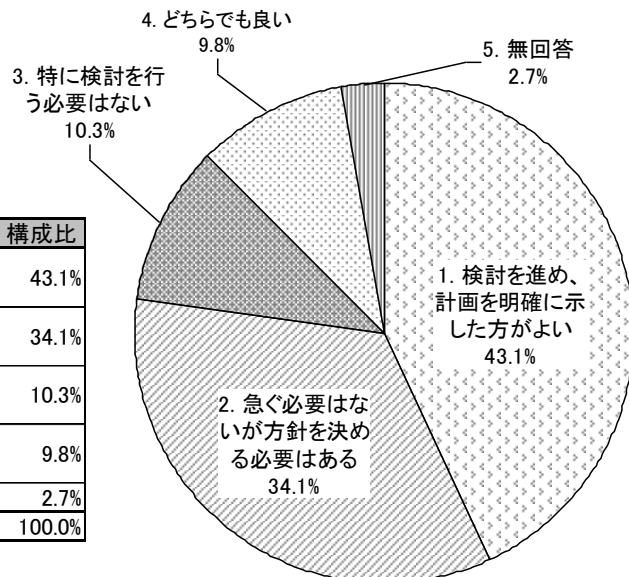
選択項目	人数	構成比
1 広報紙や市のホームページを見て、知っている	408	29.1%
2 知人などから検討を行っていることを聞いた程度	178	12.7%
3 このアンケートで初めて検討をおこなっていることを知った	791	56.4%
4 無回答	26	1.8%
合計	1,403	100.0%



問 12 市庁舎の整備方針の検討を行うことについて

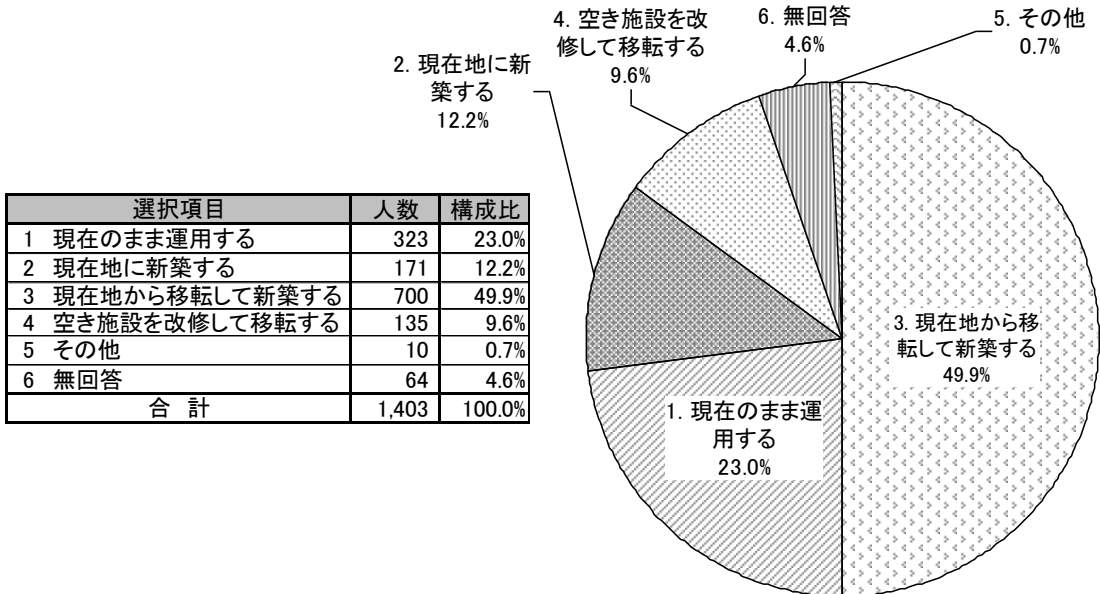
○ 整備方針の検討を行うことについては、「検討を進め、整備構想や整備計画を明確に示した方がよい」43.1%、「急ぐ必要はないが、方針を決める必要がある」34.1%となっており、7割を超える人が必要であると感じています。

選択項目	人数	構成比
1 検討を進め、整備構想や整備計画を明確に示した方がよい	605	43.1%
2 急ぐ必要はないが、方針を決める必要がある	479	34.1%
3 特に検討を行う必要はない(現状のままで良い)	144	10.3%
4 どちらでも良い(特に関心はない)	137	9.8%
5 無回答	38	2.7%
合計	1,403	100.0%



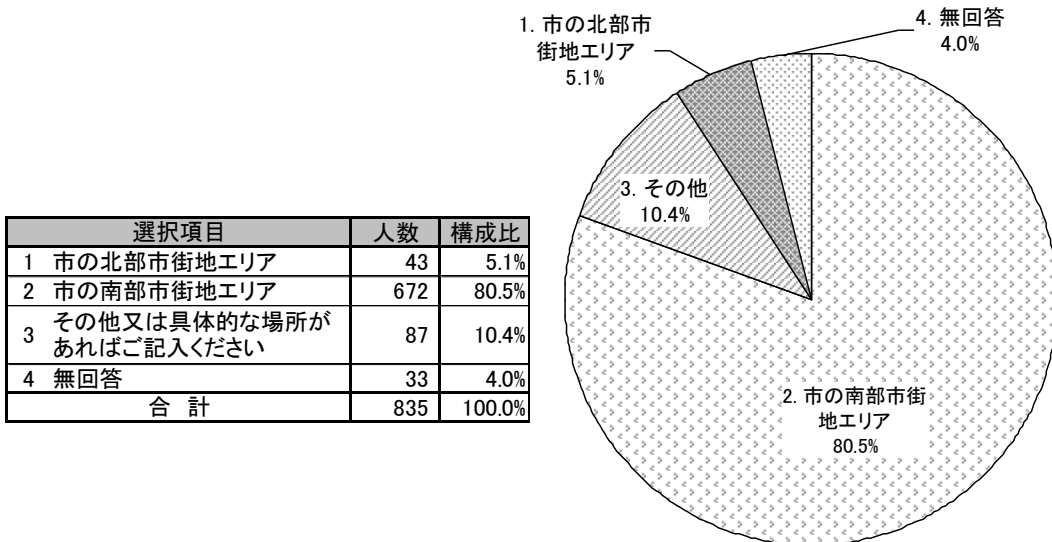
問 13 市庁舎のあり方

○ 本庁舎のあり方については、「現在地から移転して、新築する」が49.9%で最も多く、次いで「現在のまま運用する」23.0%、「現在地に新築する」12.2%、「空き施設を改修して、移転する」9.6%の順となっており、現在地より移転した方が良いと考える人が約6割を占めています。



問 14 (ア) 市庁舎の位置又は移転先
[問 13 の回答で 3 又は 4 を選択した方のみ回答]

○ 市庁舎の位置又は移転先については、「市の南部市街地エリア」が80.5%と最も多く、次いで「その他」10.4%、「市の北部市街地エリア」5.1%の順となっており、「その他」の記載では国道50号以南、しるくろ一ど、結城駅周辺、鹿窪運動公園付近等が候補地として挙げられています。

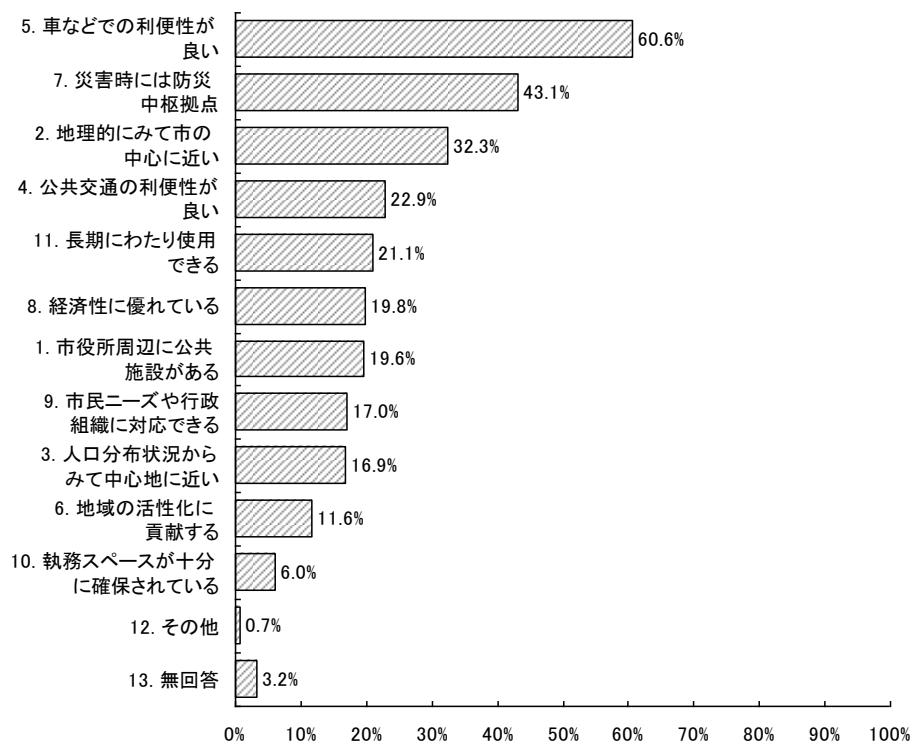


問 14 (イ) 現在地から移転し、庁舎を整備・建設する際に大切だと思うこと
 [問 13 の回答で 3 又は 4 を選択した方のみ回答]

○ 市庁舎を現在地から移転して整備・建設する際に大切だと思うことについては、「車などでの利便性が良いこと」が 60.6%で最も多く、次いで「災害時には防災中枢拠点となり、市民の救援を的確に行えること」43.1%、「地理的にみて、市の中心に近いこと」32.3%、「公共交通の利便性が良いこと」22.9%、「長期にわたり使用できること」21.1%の順となっており、現在の市庁舎を利用する上での問題の解消や東日本大震災等の災害にも対応できる施設としての整備が期待されています。

選択項目	人数	構成比
1 市役所周辺に公共施設があること	164	19.6%
2 地理的にみて、市の中心に近いこと	270	32.3%
3 人口分布状況からみて中心地に近いこと	141	16.9%
4 公共交通の利便性が良いこと	191	22.9%
5 車などでの利便性がよいこと	506	60.6%
6 周辺と調和し、地域の活性化に貢献すること	97	11.6%
7 災害時には防災中枢拠点となり、市民の救援を的確に行えること	360	43.1%
8 建設から維持管理までを含め、経済性に優れていること	165	19.8%
9 将来の市民ニーズや行政組織などの変化に柔軟に対応できること	142	17.0%
10 執務スペースが将来に対応できるように十分に確保されていること	50	6.0%
11 長期にわたり使用できること	176	21.1%
12 その他	6	0.7%
13 無回答	27	3.2%
合計	2,295	
回答者数	835	

※ 複数回答（3つまで）のため、合計は 2,295 人（票）になりますが、回答者数は 835 人であり、構成比の母数は 835 人を基準とします。



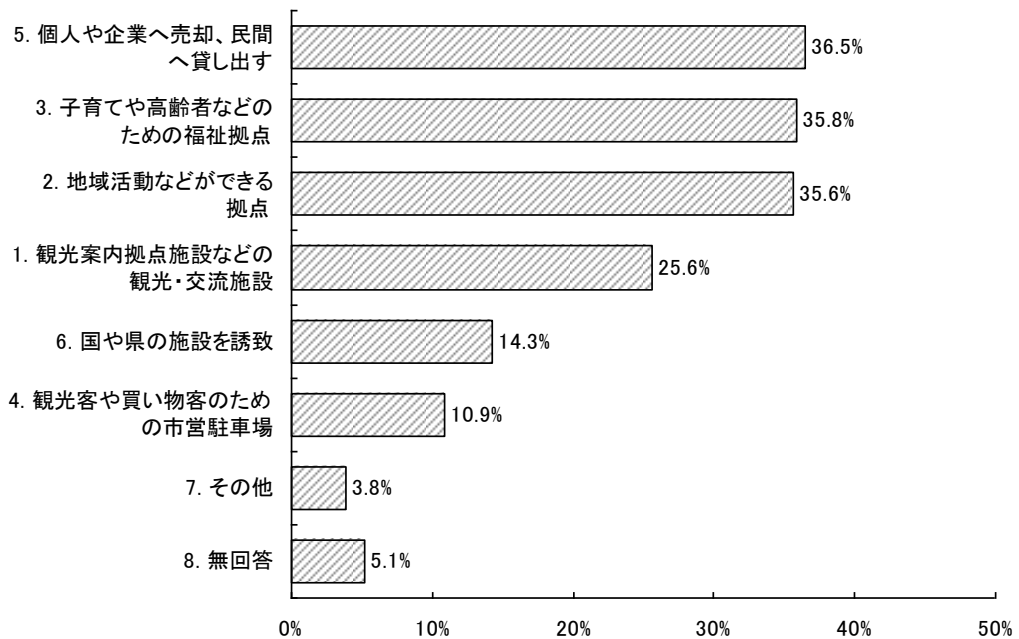
問 14 (ウ) 移転後の現在の建物や跡地

[問 13 の回答で 3 又は 4 を選択した方のみ回答]

- 市庁舎を現在の場所から移転して建設する際の現在の建物や跡地については、「個人や企業などへ売却、または賃貸により民間へ貸し出す」が 36.5%で最も多く、次いで「子育てや高齢者などのための福祉施設」35.8%、「生涯学習の講座やボランティア活動、地域活動などができる施設」35.6%、「歴史館や資料館、観光案内拠点施設などの観光・交流施設」25.6%の順で上位に挙げられており、建物や土地の有効利用を図るため、売却や賃貸による財源の確保や目的に応じた拠点施設としての利用が期待されています。

選択項目	人数	構成比
1 歴史館や資料館、観光案内拠点施設などの観光・交流施設	214	25.6%
2 生涯学習の講座やボランティア活動、地域活動などができる施設	297	35.6%
3 子育てや高齢者などのための福祉施設	299	35.8%
4 観光客や買い物客のための市営駐車場	91	10.9%
5 個人や企業などへ売却、または賃貸により民間へ貸し出す	305	36.5%
6 国や県の施設を誘致	119	14.3%
7 その他	32	3.8%
8 無回答	43	5.1%
合計	1,400	
回答者数	835	

※ 複数回答（2つまで）のため、合計は 1,400 人（票）になりますが、回答者数は 835 人であり、構成比の母数は 835 人を基準とします。



問 15 自由意見

市庁舎の整備や建設に関し、ご意見、ご提案があればお書きください。

- 市庁舎の整備方針に関する市民アンケート調査のご意見やご提案については、調査回答者数 1,403 票のうち、568 票（40.5%）で意見が寄せられました。

■市庁舎整備に対する肯定的な意見（賛成）

主な意見	票数
・南側の中心地に建設する	53 票
・駐車場や交通の利便性を高める	42 票
・災害に対応できる建物とする	30 票
・北側の現在地に建設する	25 票
・限られた予算内で建設する	23 票
・機能的でシンプルな建物とする	20 票
・食堂やカフェ，利用スペースのある建物とする	10 票
・早期実現を図る	20 票
・バリアフリー化した建物とする	19 票
・結城市らしい建物とする	18 票
・機能を集約化した建物とする	17 票
・他の施設も集約した建物とする	15 票
・近代的な建物（シンボル）とする	7 票
・明るく清潔感のある建物とする	5 票
・低層の建物とする	4 票
・高層化する	3 票
・省エネで節電できる建物とする	7 票
・業者等の選定	3 票
合 計	321 票

■市庁舎整備に対する否定的な意見（反対）

主な意見	票数
・今のままで良い	28 票
・建て替え以外は反対	23 票
・財政的に困難，税金の無駄	61 票
・他に行うべきことがある	27 票
・急ぐ必要はない	15 票
・将来に借金を残したくない	9 票
合 計	163 票

■その他

主な意見	票数
・職員の対応	40 票
・アンケート調査等で意見を聞く	15 票
・インフラの整備	19 票
・その他	10 票
合 計	84 票

3. 調査票

あなたのご意見をお聞かせください。

市庁舎の整備方針に関する市民アンケート調査

結城市庁舎の整備方針に関する市民アンケートご協力をお願い

市民の皆様には、日頃より市政に対するご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、結城市の本庁舎について、第1庁舎は昭和60年3月に既存建物の一部を残しながら大規模な改築工事を行い、第2庁舎は昭和47年に建設され昭和61年3月に改修（模様替え）工事を実施し、西庁舎は平成3年3月に建設されました。

第1・第2庁舎は大規模改築・改修工事から約30年近くが過ぎようとしており、その間、施設の老朽化や狭あい化に対応するため、増改築工事を行うとともに、旧大町分庁舎（現在は廃止）や駅前分庁舎への機能分散化を行ってきました。

しかし、本庁舎にはエレベーターなどの昇降設備は無く、バリアフリー化されていないことや、建物自体の老朽化、来客者用の駐車スペースが少ないこと、また、耐震化や情報技術（IT）化への対応など、現在も課題を抱えています。

さらには、平成23年3月に発生した東日本大震災における公共施設の被害（体育館・アクロス等）を考慮した場合、市庁舎は、平常時には市民の皆様サービスを提供する施設であるとともに、万が一、災害が発生した際には、対策本部（拠点）として災害復旧活動の中心となる重要な施設です。

防災拠点でもある市庁舎の整備計画に関しては、市の重要な施策課題と考えられ、第4次結城市総合計画から施策の一つとして「整備方針の検討」を行うことが明示されています。

この整備方針の検討を進めるにあたり、市民サービスと防災の拠点である市庁舎の中長期的な視点での整備の方向性を検討するうえで、市民の皆様のご意見は重要なものとなります。

平成24年度から市民団体の代表者や公募により選任された市民で構成される「結城市庁舎建設検討協議会」を設置し、庁内の検討委員会と並行して検討を進めており、今後は市庁舎の整備方針を定めた「基本構想」を策定する予定です。

そのため、より多くの市民の皆様からご意見を伺い、今後の参考として活用したいので、本アンケート調査を実施することといたしました。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

平成25年10月22日

結 城 市
結城市庁舎建設検討協議会

1. アンケート調査の内容

①配付資料

お送りした封筒には、この依頼書のほかに、以下の資料が入っています。
ご確認ください。

- ・アンケート調査票
- ・返信用封筒

②アンケートの対象者の抽出方法

市内にお住まいの住民基本台帳に記載された 20 歳以上の方々を無作為に 3,000 人抽出し、対象としました。

③アンケートの回収方法

ご記入いただいたアンケート票は、平成25年11月8日（金曜日）までに同封の返信用封筒に入れて、ご投函ください。（切手は不要です。）

④アンケート調査の結果

調査の結果は、統計的に処理した成果を本年度中に市ホームページなどで公表する予定です。

2. ご回答にあたっての留意事項

- ① この調査への回答は、宛名のご本人様にお願いいたします。
- ② 回答は、質問ごとに選択肢の中から、あてはまる番号に○印をつけてください。
また、質問文にある（○は1つ）、（○は3つまで）などの回答の仕方に従ってください。間違えた場合は、二本線で抹消してください。
- ③ 回答が、「その他」にあてはまる場合は、（ ）内にその理由をご記入ください。
- ④ ご記入は、ボールペン・鉛筆・シャープペンシル・万年筆などをお願いいたします。
- ⑤ 調査は無記名方式のため、氏名の記入は不要です。
但し、地区別の意向等を把握する必要があるため、回答書には年齢・お住まいの地域等の記入をお願いいたします。
- ⑥ 調査結果は、統計的に処理しますので、皆様にご迷惑をおかけすることは一切ございません。

3. 問い合わせ先

この調査に関するお問い合わせは、以下のところまでお願いいたします。

結城市 市長公室 企画政策課 政策調整係

電話：0296-34-0404（直通）

あなたのご意見をお聞かせください。

市庁舎の整備方針に関する市民アンケート調査票

平成 25 年 10 月

1. あなた自身のことについてお伺いします。

問 1. あなたの性別をお答えください。(1つ選んで○をつけてください)

1. 男性 2. 女性

問 2. あなたの年齢はおいくつですか。(1つ選んで○をつけてください)

1. 20歳代(20～29歳) 2. 30歳代(30～39歳)
3. 40歳代(40～49歳) 4. 50歳代(50～59歳)
5. 60歳代(60～69歳) 6. 70歳以上

問 3. あなたの職業は次のうちどれですか。兼業の場合は主とする職業をお答えください。(1つ選んで○をつけてください)

1. 農林水産業
2. 自営業(卸売業, 小売業, サービス業, 製造業等)
3. 会社員
4. 公務員
5. 団体職員(私立の学校, 病院, 保育所等の教職員含む)
6. 自由業(開業医, 会計士, 芸術家等)
7. パート・アルバイト
8. 専業主婦(主夫)
9. 学生(大学, 専門学校, 予備校生等)
10. 無職
11. その他 ()

問 4. あなたが結城市にお住まいの期間とその経緯をお答えください。

(1つ選んで○をつけてください)

- 居住年数
1. 1年未満 2. 1～5年未満 3. 5～10年未満
4. 10～20年未満 5. 20～30年未満 6. 30年以上
- 居住経緯
1. 生まれてからずっと住んでいる(一時的に転出した場合を含む)
2. 成人前に転入してきた
3. 成人してから転入してきた
4. その他 ()

問5. あなたのお住まいの地区をお答えください。

(該当する地区を1つ選んで○をつけてください)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 結城小学校地区 | 2. 城南小学校地区 |
| 3. 結城西小学校地区 | 4. 城西小学校地区 |
| 5. 絹川小学校地区 | 6. 上山川小学校地区 |
| 7. 山川小学校地区 | 8. 江川北小学校地区 |
| 9. 江川南小学校地区 | |

【区域一覧表】

	地区名 (小学校区分による)	行政区名
1	結城小学校	本町, 戸野町, 曾我殿台, 陣屋町, 塔の下町, 見晴町一丁目, 見晴町, 観音町, 戸張町, 大切町, 番匠町, 永横町, 浦町, 白銀町, 国府町, 国府町一丁目, 立町, 肝入町, 木町, 大町, 西町, 石町, 御朱印町, 鍛冶町, 神明町, 栄町, 紺屋町, 西の宮, 玉岡町, 字大谷瀬, 大谷瀬町, 鉄砲宿, 人手町, 上小塙, 下小塙, 宮の下, 松木合
2	城南小学校	下り松, 辻堂, 城之内, 新福寺, 新福寺一丁目, 新福寺二丁目, 新福寺三丁目, 新福寺四丁目, 新福寺五丁目, 新福寺六丁目, 中央町一丁目, 中央町二丁目, 繁昌塚のうち吉田用水の東側, 城南町一丁目, 城南町二丁目
3	結城西小学校	大橋町, 富士見町, 川木谷, 川木谷一丁目, 川木谷二丁目, みどり町一丁目, みどり町二丁目, 富士見町三丁目, 富士見町四丁目, 立の山東, 立の山西, 立の山北, 立の山南, 本田, 上海道, 上の宮, 逆井, 五助, 四ツ京
4	城西小学校	公達, 繁昌塚のうち吉田用水の西側, 作の谷, 下の宮, 仁軒地, 西仁軒地, 善長寺, 猿内, 黒田, 古新田, 寺内, 片蓋
5	絹川小学校	小森, 宮崎, 慶福, 久保田, 中, 泉, 林, 鹿窪
6	上山川小学校	西坪, 矢畑, 北坪, 芝良前, 中坪, 東坪, 古山, 瓦塚, 我里内, 河岸, 追立, 馬場, 南宿, 前法内, 原, 芝崎, 平間, 先城谷, 皿窪
7	山川小学校	粕礼, 今宿, 山川新宿, 新宿新田, 善右衛門新田, 古宿新田, 山王, 芳賀崎, 浜野辺, 水海道
8	江川北小学校	上成, 田間上, 田間中, 田間下, 武井上, 武井下, 武井南, 大戦防, 江川新宿, 江川大町西, 江川大町東, 大木西, 大木東, 大木北, 鷺の谷, 新田間町, 出山の一部, 小松町
9	江川南小学校	北茂呂, 南茂呂, 七五三場, 東茂呂, 一ツ木, 前新田, 蓮縄田, 出山の一部

2. 現在の市庁舎の利用状況や印象についてお伺いします。

問6. これまでに結城市役所の本庁舎※を利用したことがありますか。

(1つ選んで○をつけてください)

1. ある 2. ない (→ 4ページの中段, 「3 市庁舎の整備方針」へお進みくださ

※ 本庁舎 … 結城小学校西側の市役所 (第1庁舎, 第2庁舎, 西庁舎) を指します

問7. 問6で「ある」と答えた方に伺います。最近, 概ね1年間で何回ほど本庁舎を訪れましたか。(1つ選んで○をつけてください)

1. 1回 2. 2~3回 3. 4~6回
4. 7~9回 5. 10回以上 6. 0回

問8. 問6で「ある」と答えた方に伺います。主にどのような交通手段で本庁舎を訪れましたか。(1つ選んで○をつけてください)

1. 徒歩 2. 自転車 3. バイク 4. 自家用車
5. バス 6. 電車 7. タクシー
8. その他 ()

問9. 問6で「ある」と答えた方に伺います。あなたが本庁舎を訪れたのは, どのようなご用件ですか。(3つまで選んで○をつけてください)

1. 戸籍, 住民票, 印鑑登録に関すること
2. 国民健康保険に関すること
3. 国民年金に関すること
4. 税証明の発行等 (市民税, 固定資産税等)に関すること
5. 保育所の入所や児童手当等, 子ども福祉に関すること
6. 高齢者や障がいのある人の福祉に関すること
7. 建築確認申請や都市計画, 道路等に関すること
8. 市民相談に関すること
9. 自治会や地域の活動に関すること
10. 市議会や各審議会等への参加・傍聴に関すること
11. その他 ()

問 10. 問6で「ある」と答えた方に伺います。本庁舎を訪れて、主にどのような点をご不便に感じましたか。(3つまで選んで○をつけてください)

1. 駐車場や駐輪場が少ない
2. 周辺道路が入り組んでいて、狭い
3. 公共交通の利用が不便
4. 本庁舎だけでは用事が済まず、分庁舎などにも行く必要がある
5. 窓口や担当部署の位置がわかりづらい
6. 廊下、階段、ロビー、窓口、待合スペースなどが狭い
7. 窓口スペースにゆとりが少なく、プライバシーの確保が十分でない
8. 市民が自主的な活動で利用できる場所がない
9. 多目的トイレ、授乳室、相談スペースが足りない
10. 段差や階段が多く移動しづらい
11. その他 ()

3. 市庁舎の整備方針についてお伺いします。

市では平成24年度より、第5次結城市総合計画書に明記されている市庁舎の整備方針の検討を行っています。

検討の目的は、現在の市庁舎が抱える課題や問題点が年々大きくなっていることや、東日本大震災時において被害を受けたことなどから、今後の市庁舎のあり方について抜本的な検討を行うことです。

検討は、市内の各種団体、市民により構成される検討協議会と庁内の組織により進められており、次の課題が挙げられています。

【主な課題・問題点】

①耐震性の欠如

本庁舎の第2庁舎は、旧耐震基準による建築のため、大規模地震の際には倒壊の危険性があると考えられます。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、市民の安全を確保するために情報収集や対策の検討を行う災害対策本部を早急に設置しようとしたしましたが、安全性の観点から設置場所に苦慮した経過があります。

②施設・設備の老朽化

給排水や冷暖房などの設備の老朽化が進んでいます。特に冷暖房設備は、集中式のボイラー方式を用いていますが、ここ数年故障も発生し、メンテナンスだけでは対応しきれなくなっています。

③狭あい化による執務効率の低下

執務空間が狭く、市民交流スペースや行政情報コーナーなどの空間が不足しており、市民協働による行政運営に対応できる施設となっていません。駅前分庁舎への分庁舎化により、一時よりは改善されていますが、会議室などは慢性的に不足し、市民の相談窓口や待合スペースも狭く、プライバシーの観点からも問題があります。

④バリアフリー対応への不足

公共施設は、誰もがわかりやすく利用しやすいものとしての配慮が求められますが、現在の市庁舎は、エレベーターが無く段差も多いなど、バリアフリー化への対応ができていません。

⑤環境への配慮

自然エネルギーの活用等、環境に配慮しているとは言い難く、太陽光発電が設置されていますが、消費電力に対しては微かであり、断熱性や設備機器の省エネ化なども含め、さらなる環境への配慮が必要です。

以上のことを踏まえ、お伺いします。

問 11. 市庁舎の整備方針に関する検討は、平成 24 年度から行っています。

広報結城や市のホームページで検討経過を公表、お知らせしていますが、ご存知ですか。(1つ選んで○をつけてください)

- 1. 広報紙や市のホームページを見て、知っている
- 2. 知人などから検討を行っていることを聞いた程度
- 3. このアンケートで初めて検討を行っていることを知った

問 12. 市庁舎の整備方針の検討を行うことについて、あなたの考えをお聞かせください。(1つ選んで○をつけてください)

- 1. 検討を進め、整備構想や整備計画を明確に示した方がよい
- 2. 急ぐ必要はないが、方針を決める必要はある
- 3. 特に検討を行う必要はない(現状のままで良い)
- 4. どちらでも良い(特に関心はない)

問 13. 今後、現在の市庁舎をどのようにしたら良いと思いますか。

あなたの考えにもっとも近いものを選択し、その理由をお聞かせください。(1つ選んで○をつけてください)

- 1. 現在のまま運用する
(設備機器の故障や震災等により損壊した場合は、その都度修繕などで対応する)
- 2. 現在地に新築する。(建替えや増改築を含む)
- 3. 現在地から移転して、新築する
- 4. 空き施設を改修して、移転する
- 5. その他(

} 問 15 (8 ページ)へお進みください

} 問 14 へお進みください

理由.....
.....
.....

問 14. 問 13 で「3. 現在地から移転して、新築する」または「4. 空き施設を改修して、移転する」を選んだ方にお聞きします。

(ア) 市庁舎の位置又は移転先はどのあたりが適切だと思いますか。

また、その理由もお聞かせください。(1つ選んで○をつけてください)

1. 市の北部市街地エリア（現在の市役所周辺の市街地やその周辺）
2. 市の南部市街地エリア（アクロス周辺の市街地やその周辺）
3. その他又は具体的な場所などがあればご記入ください
()

理由.....
.....

(イ) 現在地から移転し、市庁舎を整備・建設する場合に、特に大切だと思うことは何ですか。(3つまで選んで○をつけてください)

1. 市役所周辺に公共施設があること
2. 地理的に（市の地形から）みて、市の中心に近いこと
3. 人口の分布状況からみた中心地（※人口重心地）に近いこと
4. 公共交通（電車、バス）の利便性が良いこと
5. 車などでの利便性（道路幅員が広くアクセスしやすい）が良いこと
6. 周辺と調和し、地域の活性化に貢献すること
7. 災害時には防災中枢拠点となり、市民の救援を的確に行えること
8. 建設から維持管理までを含め、経済性に優れていること
9. 将来の市民ニーズや行政組織などの変化に柔軟に対応できること
10. 執務スペースが将来に対応できるように十分に確保されていること
11. 長期にわたり使用できること
12. その他 ()

※人口重心地とは

人口の1人1人が同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が、全体として平衡を保つことのできる点をいいます。たとえば、その地域に住んでいる全ての人が同じ体重を持つと仮定して、その地域を支えることができる重心となります。

(ウ) 現在の場所から移転し、市庁舎を建設する場合は、現在の建物や跡地を、どのようにしたら良いか、あなたのお考えをお聞かせください。

(2つまで選んで○をつけてください)

1. 歴史館や資料館、観光案内拠点施設などの観光・交流施設
2. 生涯学習の講座やボランティア活動、地域活動などができる施設
(コミュニティ施設や公民館施設など)
3. 子育てや高齢者などのための福祉施設
4. 観光客や買い物客のための市営駐車場
5. 個人や企業などへ売却、または賃貸により民間へ貸し出す
6. 国や県の施設を誘致
7. その他 ()

8 ページの問 15 へお進みください。

問 15. 自由意見（全ての方にお伺いします。）

市庁舎の整備や建設に関し、ご意見、ご提案があればお書きください。

以上で質問は終わりです。お忙しいところご協力いただき、誠にありがとうございました。

お手数ですが同封の返信用封筒に入れて平成25年11月8日（金）までにご投函ください。